

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する
追加試案の補足説明

令和3年8月

法務省民事局参事官室

目 次

はじめに.....	ii
第1 訴状における秘匿措置.....	1
第2 送達場所等の届出における秘匿措置.....	8
第3 調査嘱託における秘匿措置.....	9
第4 証人尋問の申出における秘匿措置.....	13
第5 不服申立て.....	16
第6 判決書における秘匿措置.....	20
第7 その他.....	21

はじめに

訴状には当事者の記載が必要であり（民事訴訟法（以下「法」という。）第133条第2項第1号）、訴状は、被告に送達しなければならない（法第138条第1項）。そのため、例えば、性犯罪の被害者が加害者に氏名や住所（民事訴訟規則（以下「規則」という。）第2条第1項第1号）を知られることをおそれ、加害者に対して損害賠償を請求する訴えを提起することをちゅうちょすることがあるとの指摘がある。

また、例えば、DV等の加害者から被害者に対して金銭請求などの訴えが提起されたケースにおいて、加害者は現住所を知らないものの、第三者が裁判所に提出した調査嘱託回答書等の書面中に被害者の現住所やこれを推知させる情報が記載されていることがある。もっとも、訴訟記録は、裁判所及び当事者に共通の資料となる書類等とされており、法には、訴訟記録中の当事者の現住所やこれを推知させる情報が記載された部分について、相手方による閲覧等を制限するための規律がない。

そこで、法務大臣の諮問機関である法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会（部会長・山本和彦一橋大学大学院教授）（以下「部会」という。）は、令和3年2月19日に取りまとめた「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」（以下「中間試案」という。）において、訴訟記録中の犯罪やDVの被害者の情報が記載された部分について、一定の範囲で、第三者のみならず相手方にも閲覧することができないようにする規律を設ける考え方が示され、この中間試案に対する意見募集（同月26日から同年5月7日まで）が実施された。

その後、部会においては、中間試案について寄せられた意見等を踏まえ、具体的な規律について調査審議が重ねられた結果、民事訴訟手続の各場面において、相手方に攻撃防御上の不利益が生じないよう配慮しつつ、被害者の氏名等を相手方に秘匿することができる民事訴訟制度について、改めて意見募集の手続に付した上で審議を行うのが相当であるとされ、同年7月30日、「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する追加試案」（以下「追加試案」という。）が取りまとめられた。

なお、追加試案は、民事訴訟手続等に関するものであるが、刑事手続については、現在、法制審議会刑事法（犯罪被害者氏名等の情報保護関係）部会において、調査審議が行われている。

今後、民事訴訟法（IT化関係）部会においては、追加試案に対して寄せられた意見を踏まえ、要綱案の取りまとめに向けて、引き続き審議が行われる予定である。

この補足説明は、追加試案を公表するに当たり、その内容の理解に資するため、部会における審議を踏まえ、追加試案に掲げられた各項目について、追加試案の内容を掲げつつ、その趣旨等を補足的に説明するものであり、事務当局である法務省民事局参事官室の責任において作成したものである。この補足説明は、飽くまで追加試案について検討を加える際の参考資料にすぎず、それ以上の意味を有するものではないこ

とに留意されたい。

第1 訴状における秘匿措置

訴状における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 訴状中民事訴訟法（以下「法」という。）第133条第2項第1号に掲げる事項（原告に係るものに限る。2及び6において同じ。）が記載された部分が被告に閲覧されることにより、当該部分に記載された者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、原告の申立てにより、決定で、当該事項を原告以外の者に秘匿することができる。
- 2 1の申立ては、法第133条第2項第1号に掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面（4、5及び第6において「原告表示書面」という。）を裁判所に提出してしなければならない。
- 3 1の申立てに係る部分が氏名又は名称にわたるときは、法第133条第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、訴状に当該氏名又は当該名称に代わる呼称（以下この項及び第6において「原告代替呼称」という。）を記載しなければならない。裁判所は、原告が訴状に記載した原告代替呼称を相当でないと認めるときは、これと異なる他の原告代替呼称を定めることができる。
- 4 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、原告以外の者は、原告表示書面の閲覧等を行うことができない。
- 5 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、原告以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。
 - (1) 原告表示書面
 - (2) 原告表示書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面
- 6 1の決定があったときは、訴状に法第133条第2項第1号に掲げる事項のうちその決定により特定される部分の記載がなくとも、その記載があるものとみなす。

（注1）本文1の社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることとの要件に代えて、生命・身体の安全が害されるおそれがあることを要件とする考え方がある。

（注2）本文1の原告及び法定代理人に加えて、これらの者の親族及び親族に類する者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある（生命・身体の安全が害されるおそれがある）場合にも、原告及び法定代理人の氏名等を秘匿する措置をとることができる規律を設ける考え方がある。

（注3）本文の規律に加えて、原告及び法定代理人を識別させることとなる情報（例

えば、これらの者の電話番号やこれらの者の子の氏名などを指す。以下「識別情報」という。)及び原告及び法定代理人の識別情報を推知することができる情報(例えば、これらの者が通う病院名やこれらの者の子が通う学校名などを指す。以下「推知情報」という。)を相手方に秘匿したまま、それを請求原因事実として主張することができる規律を設ける考え方がある。

(補足説明)

1 試案の本文の概要

現行法上、訴状には、原告及びその法定代理人を訴状に記載しなければならないものとされている(法第133条第2項第1号)。具体的には、訴状には、通常、原告及びその法定代理人の氏名・名称及び住所が記載されることになる(規則第2条参照)。

そのため、例えば、性犯罪の被害者が加害者に氏名や住所を知られることをおそれ、加害者に対して損害賠償を請求する訴えを提起することをちゅうちょすることがあるとの指摘がある。

そこで、試案の本文は、原告又はその法定代理人(具体的には、その氏名又は住所等)が訴状に記載され、その部分が被告に閲覧されると、原告又はその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることの疎明がある場合には、申立てにより、裁判所の決定で、原告又はその法定代理人を原告以外には秘匿することができる措置(試案の本文1)をとることができる旨の規律を設けることを提案するものである。

具体的には、この規律によれば、原告は、秘匿措置を求める原告又はその法定代理人の記載を省略した訴状を提出することを前提に、原告は、裁判所に対し、訴状において記載を省略した事項を記載した所定の様式の書面(原告表示書面)を提出して、秘匿措置の申立てをすることとなる(試案の本文2)。その申立てを受けた裁判所は、要件を審査し、その要件を充たしていると判断をすれば、秘匿措置の決定をすることになる(試案の本文1)。秘匿措置の決定があれば、秘匿措置の対象が氏名・名称であれば、その氏名・名称に代わる呼称を訴状に記載し(試案の本文4、6)、秘匿の対象が住所であれば、その記載をする必要はない(試案の本文6)。

秘匿措置がとられると、原告表示書面については、原告以外の者は閲覧等の制限がされるが、秘匿措置がとられる前であっても、その申立てについての裁判が確定するまで、原告以外の者は、原告表示書面の閲覧等を行うことができない。なお、原告表示書面は、訴状ではないことを前提としているため、法第138条第1項に基づき被告に送達されることにはならない。

また、原告表示書面に基づいて原告に対する書類の送達がされることがあるが、

そのときは、この送達に関する法第109条の送達報告書その他の書面(例えば、送達報告書が滅失した場合に、裁判所が発行を受けることがあるとされる送達に関する証明書や、差出し後に郵便物の書留郵便物受領証を提示し、所定の料金を支払って請求することができると思われる配達証明書がこれに該当し得ると考えられる。)の閲覧等も制限される。

2 秘匿措置の実体的要件・効果(試案の本文1)

(1) 秘匿措置の要件

訴訟記録中の記載の一部を当事者の一方である加害者に秘匿することができる制度は、裁判の公正を確保する等の観点から、法整備の必要性に照らして必要最小限の範囲に限られるべきであるが、このような観点を踏まえてもなお保護に値する訴訟類型には、大きく分けて次の二つがあると考えられる。

まず、性犯罪の被害者にとっては氏名自体が加害者との関係においてプライバシーに係る情報として法的保護の対象となり得る(「私生活についての重大な秘密」(法第92条第1項第1号)に準ずる重大なプライバシーと捉えることができる。)。そして、これが加害者に知られることにより性犯罪による二次的な被害が生じ、被害者の立ち直りに著しい困難が生ずるおそれがある。

また、DV等の加害者を被告とする訴えにおいて、原告である被害者等の住所や氏名(DV等の事案では、被害者が再婚して氏が変わったという事案も考えられる。)が被告に知られることにより、被害者等の身体・財産への加害行為又は被害者等を畏怖・困惑させる行為がされるおそれがあるとするれば、被害者等は、これをおそれて訴えの提起をちゅうちょすることになりかねない。

そこで、試案の本文1では、これらのケースを包含する観点から、その要件を設定することとし、具体的には、「訴状中法第133条第2項第1号に掲げる事項(原告に係るものに限る。)が記載された部分が被告に閲覧されることにより、当該部分に記載された者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること」とすることが提案されている。

なお、試案の本文の文言は、第92条第1項第1号における「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」を参考としている(同号におけるこの文言には、身体・財産への加害行為又は畏怖・困惑させる行為がされるおそれが含まれるとの考え方を前提としている。)

そのほか、部会では、性犯罪及びDV等の被害者と加害者の間の事件以外にも、暴力団員を被告とする事件や、マンションの近隣トラブルで生命等に危害を加えられるおそれがあるような事件にも秘匿措置を適用することができるようにすべきであり、現在の運用で一定程度対処することができている部分があるとしても、その部分も含めて法律上の制度として導入することが必要である

との意見も出された。

試案の本文1とは別の考え方については(注1)で記載している(後記6参照)。

(2) 社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれが生ずる者の範囲

試案の本文1では、社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれが原告又はその法定代理人にある場合に限り、秘匿措置をとることができるものとすることを提案している。

なお、試案の本文1は、原告の民法上の親族(同法第725条)や原告と社会生活において密接な関係を有する者にそのような支障が生ずるおそれがある場合であっても、そのことを理由に秘匿措置をとることができるとの考え方はとっていない。すなわち、試案では、親族等にそのような支障が生ずるおそれがあるケースについて、秘匿措置をとるためには、親族等と原告との社会生活上の実質的な結び付きも踏まえ、原告にそのような支障が生ずるおそれがあると認められることを要することとしている。

もっとも、この点については別の考え方もあり得るため、そのことを(注2)に記載している(後記7参照)。

(3) 秘匿措置決定の効果が及ぶ者の範囲

試案の本文1では、秘匿措置決定の効果は、原告以外の全ての当事者及び第三者に及ぶことを提案している。例えば、被告が複数いる場合においてそのうちの一部の被告が閲覧することによって原告等に社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることを理由に、秘匿措置決定がされれば、他の被告にもその効果が及ぶことを前提としている。

これは、秘匿措置の申立てがされる訴えの提起の段階では、裁判所には共同被告同士が具体的にどのような関係にあるかが必ずしも分からないことや、共同被告ごとに閲覧し得る範囲が異なるとすれば極めて煩さな作業を要し実務上耐え難いものとなるおそれがあることなどを踏まえ、秘匿措置の実効性を確保するとともに、秘匿措置の対象となる事項が誤って開示される事態をできる限り防止する観点から、原告以外の当事者に一律に秘匿措置決定の効果を及ぼす必要があるとの考え方に基づくものである(なお、秘匿措置決定が原告以外の当事者に対する絶対効がない場合の危険性は、例えば、原告を相手方とする独立当事者参加の申出がされた場合に顕著である)。

他方で、閲覧等を制限される当事者及び第三者の訴訟記録の閲覧等請求権の保障や当該訴訟における訴訟追行権の保障は、当事者及び第三者に要件の欠缺による取消しの申立権を認めることや、当事者に秘匿措置により自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれによる取消しの申立権を認めることで図っている。

(4) 秘匿措置の具体的な対象

秘匿措置の具体的な対象は、これらの必要的記載事項のうち被告の閲覧による一定の支障が生ずるおそれがあるとして決定により具体的に特定されたものである（「原告の氏名」、「原告の住所」、「原告法定代理人の氏名」及び「原告法定代理人の住所」など、具体的に特定されることとなる。）。

3 原告表示書面・原告代替呼称（試案の本文2，3）

試案の本文2，3では、秘匿措置の申立てに際しては、法第133条第2項第1号に掲げる事項等を記載した原告表示書面を裁判所に提出してしなければならないとし、申立てに係る部分が氏名・名称にわたるときは、訴状には、それに代わって、原告が定める原告代替呼称を記載しなければならないとしている（申立てに係る部分が住所など、氏名・名称にわたらないときは、訴状にはその記載を要しない。）。

もっとも、原告が記載した原告代替呼称が相当でないようなケースに対応するため、裁判所は、相当でないと認めるときは、これと異なる他の原告代替呼称を定めることができるとしている。

4 原告表示書面等の閲覧等制限（試案の本文4，5）

秘匿措置の決定がされると、原告表示書面については、原告以外の者による閲覧等が制限されることとなるが（試案の本文5）、秘匿措置の決定がされる前に、原告又はその法定代理人の氏名等が被告に開示されてしまうと、その後閲覧等の制限をしても意味がなくなる。そのため、その申立てについての裁判が確定するまで、原告以外の者は、原告表示書面の閲覧等を行うことができないこととしている（試案の本文4）。なお、原告表示書面は、訴状ではないため、法第138条第1項に基づき被告に送達されることにはならない。

また、原告表示書面の記載に基づいて原告に対する書類の送達が行われることがあるが、そのときは、この送達に関する法第109条の送達報告書その他の書面（例えば、送達報告書が滅失した場合に、裁判所が発行を受けることがあるとされる送達に関する証明書や、差出し後に郵便物の書留郵便物受領証を提示し、所定の料金を支払って請求することができることとされる配達証明書がこれに該当し得ると考えられる。）の閲覧等も制限される。

5 訴状の記載と当事者の特定との関係（試案の本文6）

試案の本文6では、秘匿措置の決定がされた場合には、訴状に法第133条第2項第1号に掲げる事項のうちその決定により特定される部分の記載がなくとも、その記載があるものとみなすこととしている。これは、秘匿措置の決定がされ

ば、訴状には、必要的記載事項（具体的には、原告及びその法定代理人）を特定するに足りる事項を記載する必要がないことを明確にする趣旨のものである。

なお、この問題に関しては、秘匿措置の決定がされた場合には、原告の氏名及び住所の記載をしないとしても、請求原因を含めた訴状全体をみて、人違いのおそれがない程度の情報が記載されていなければならないとの意見もあり得る。

もつとも、部会では、仮に、被告が閲覧することができる訴状に原告の氏名等が直接記載されていなくても、上記のような情報を記載しなければならないとすれば、被害者を秘匿するという本制度の目的が達成されないとの意見や、そのような情報を持たない被害者の裁判を受ける権利が侵害されるおそれがあるとの意見が出された。

6 生命・身体の安全が害されることを要件とする別案（試案の注1）

部会では、試案の本文1の実体的要件については、その範囲をより限定し、又は明確にする観点から、生命・身体の安全が害されるおそれがあることを要件とすべきであるとの意見も出された。これは、「社会生活に著しい支障が生ずるおそれがある」という要件は抽象的であるため、その範囲が必ずしも明確ではなく、秘匿措置が認められる範囲が広くなりすぎるのではないかとの懸念に基づくものである。そこで、試案の（注1）では、秘匿措置の実体的要件について、試案の本文1とは異なる考え方があることを注記している。

このほか、生命・身体の侵害に必ずしも限られるべきではないが、試案の本文1の要件をとるのではなく、その保護される利益を具体的に限定すべきであるとの指摘もあった。財産への加害行為のおそれがある場合や、名誉又は社会生活の平穩への著しい損害が生ずるおそれがある場合、畏怖又は困惑させる行為がされるおそれがある場合のいずれかの要件を満たすときは、第1の秘匿措置をとることができるようにすべきであるとの意見も出された。

また、民事訴訟における要件を検討するに際しては、現在法制審議会刑事法（犯罪被害者氏名等の情報保護関係）部会で検討されている刑事手続との関係について検討することも考えられる。

なお、試案1の（注1）の見解をとる場合には、試案第2から試案第4までの秘匿措置の要件についても、同様にすべきであると考えられる。

7 親族等に支障が生ずる場合にも認める別案（試案の注2）

部会では、当事者の親族や親族に近い立場の者に社会生活を営むのに著しい支障を生ずる場合（又は生命・身体の安全が害される場合）も、秘匿措置をとることを認めるべきであるとの意見も出された。なお、この意見は、あくまで秘匿措置をとることができる要件を試案の本文1の要件よりも広げるべきであるという

ものであり、その場合でも、秘匿の対象となる事項は変わらない（当事者の氏名等に限られる。）ことを前提としている。

このように、試案の（注2）では、親族等に支障が生ずる場合にも秘匿措置を認める考え方があることを注記している。

8 秘匿措置の対象となる事項の範囲（試案の注3）

訴状には請求の趣旨及び原因を記載しなければならず（法第133条第2項第2号）、準備書面には、攻撃防御方法又は相手方の請求及び攻撃防御方法に対する陳述を記載するものとされている（法第161条第2項）。そして、請求の原因又は攻撃防御方法として、氏名及び住所以外にも、当事者又は法定代理人の識別情報や推知情報（これらの定義については、試案第1の注3を参照のこと。）が記載されることもあるため、これらの情報をも秘匿措置の対象とする考え方もあり得る。

もともと、これらの規定は、訴状における当事者の表示のように、当事者及び法定代理人を特定するための情報を記載すべきことを直接義務付けるものではなく、請求の原因又は攻撃防御方法として、相手方に秘匿すべき情報を自ら記載しなければならない場面は限られていると考えられる。また、請求の原因又は攻撃防御方法として情報を訴状に記載するのであれば、その情報を秘匿することなく、その内容を相手方に知らせ、相手方の攻撃防御の機会を保障する必要があるとも考えられる。

以上を踏まえ、試案の本文では、訴状中の原告及び法定代理人の識別情報や推知情報については、これを秘匿措置の対象とはしていないが、（注3）において、これらの情報も秘匿措置の対象に含めるべきであるとの考え方があることを注記している。

なお、当事者の識別情報の例として、当事者の携帯電話番号や当事者の親族の氏名が挙げられ、当事者の推知情報の例として、当事者の子の通う学校や、当事者が受診した近隣の医療機関が挙げられる。部会では、識別情報や推知情報に該当するものについて、法や規則に具体例を列举することが考えられるとの意見も出された。

9 訴状以外の申立書における秘匿措置

試案第1は、訴状について秘匿措置をとることを提案しているが、原告以外の第三者が申立てをして手続に関与するケースにも、試案第1の秘匿措置と同様の規律を設けることが考えられるところであり、今後、引き続き検討する必要がある。部会では、例えば、当事者参加の申出（法第47条等）、補助参加の申出（法第43条）、訴訟手続の受継の申立て（法第124条）等について検討すべきとの

意見があった。

第2 送達場所等の届出における秘匿措置

送達場所等の届出における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 法第104条第1項の届出に係る当事者又は法定代理人の送達を受けるべき場所及び送達受取人が記載された部分が相手方に閲覧されることにより、当該当事者若しくは当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該送達を受けるべき場所及び当該送達受取人を当該当事者以外の者に秘匿することができる。
- 2 1の申立ては、法第104条第1項の届出に係る当事者又は法定代理人の送達を受けるべき場所及び送達受取人その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面（3、4及び第6において「当事者送達場所等届出書面」という。）を裁判所に提出してしなければならない。
- 3 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該当事者以外の者は、当事者送達場所等届出書面の閲覧等を行うことができない。
- 4 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。

(1) 当事者送達場所等届出書面

(2) 当事者送達場所等届出書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面

(注) 本文の規律に加えて、届出に係る通知アドレスを秘匿措置の対象とする規律を設ける考え方がある。

(補足説明)

1 送達場所等の届出における秘匿措置（試案の本文の概要）

現行法上、当事者、法定代理人又は訴訟代理人は、送達を受けるべき場所を受訴裁判所に届け出なければならないとされており、この届出をする場合には、併せて送達受取人を届け出ることができることとされている(法第104条第1項)。

試案の本文は、当事者又はその法定代理人に係るこれらの届出事項が記載された届出書が相手方に閲覧され、性犯罪の加害者である相手方に自己の氏名が知られることにより、当事者又はその法定代理人に著しいプライバシー侵害が生じ、又は身体等への侵害行為がされるおそれがある場合には、そのことを疎明して申

し立てることにより、裁判所の決定で、当該当事者又は当該法定代理人に係るこれらの届出事項が記載された部分の閲覧等を行うことができる者を当該当事者に限定することができるとの規律を設けることを提案するものである。

この規律によれば、当事者は、裁判所に対してはこれらの届出事項を記載した所定の様式の書面を提出して秘匿措置の申立てをし、秘匿措置の決定がされると、当該書面については、当該当事者以外の当事者及び第三者による閲覧等が制限されることとなる。また、当該書面に基づいて当該当事者に対する送達がされたときは、この送達に関する送達報告書その他の書面の閲覧等も制限されることとなる。

2 通知アドレスの届出における秘匿措置（試案の注）

部会においては、現在、書面等の送達とは別に、オンラインで書面等の内容を伝達する方式について検討しており、そこでは、送達場所の届出と同様に、通知アドレスの届出をすることについて検討している。そこで、その検討を踏まえ、送達場所等の届出における秘匿措置の規律に加えて、通知アドレスの届出においてもこれと同様の秘匿措置の規律を設けることを注記している。

第3 調査嘱託における秘匿措置

調査嘱託における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面中法第133条第2項第1号に掲げる事項又は法第104条第1項に規定する当事者若しくは法定代理人の送達を受けるべき場所若しくは送達受取人を識別させることとなる情報又は当該情報を推知することができる情報が記載された部分（2、3及び第6において「当事者識別推知情報記載部分」という。）が相手方に閲覧されることにより、法第133条第2項第1号に掲げる事項が記載された部分に記載された者又は当該当事者若しくは当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、裁判所は、当該当事者の申立てにより又は職権で、当事者識別推知情報記載部分を当該当事者以外の者に秘匿することができる。
- 2 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該当事者以外の者は、法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面（申立てにおいて特定された当事者識別推知情報記載部分に限る。）の閲覧等を行うことができない。
- 3 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。(1)の部分は、証拠とすることができない。

(1) 法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面（決定により特定された当事者識別推知情報記載部分に限る。）

(2) (1)の書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面

(注) 本文と同様の秘匿措置の規律を適用すべき書面の範囲を送付嘱託（法第226条）に基づく送付に係る文書及び文書提出命令（法第223条第1項）に基づく提出に係る文書等に拡張するなど、その範囲については、引き続き検討する。

(補足説明)

調査嘱託においては、DV等支援措置における加害者とされた者が被害者とされた者を被告として訴えを提起する場合など、原告が被告の住所を知ることができない場合に、被告の住民票等につき調査がされることがあるが、被告の現在の住所を秘匿すべき必要性がある事案では、その住民票等につき調査嘱託がされ、その結果の報告に係る書面が相手方に閲覧されることにより、相手方に知られることを避ける必要がある。そのような観点を踏まえ、試案第3では、調査嘱託につき秘匿措置を設けることを検討している（なお、試案第3では、調査嘱託自体が申立てによるのか、職権によるのかを区別していない。）。

1 申立てによる秘匿（試案の本文の概要①）

現行法上、裁判所は、必要な調査を団体に嘱託することができることとされている（法第186条）。この調査の嘱託は、証拠調べの方法の一つであり、実務上は、弁論主義の観点から、当事者の申立てによって行われ、嘱託先が提出した報告書がそのまま証拠となる。そして、当事者は、法第91条第1項、第3項及び第4項に基づき、この報告書の閲覧等を請求することができる。

試案の本文は、当事者若しくはその法定代理人又はこれらの者の届出に係る送達場所若しくは送達受取人の識別情報又は推知情報が記載された調査嘱託回答書が相手方に閲覧され、例えば、性犯罪の加害者である相手方に自己の氏名が知られることにより、当事者又はその法定代理人に強度のプライバシー侵害又は暴行・脅迫による身体・財産の侵害等が生ずるおそれがあるといった場合には、そのことを疎明して申し立てることにより、裁判所の決定で、これらの情報のうち秘匿すべき部分については、その閲覧等を行うことができる者を当該当事者に限るとの規律を設けることを提案するものである。

なお、この規律では、秘匿措置の申立てをする当事者は、調査嘱託回答書中の当事者識別推知情報記載部分を特定しなければならないことを前提としているが、実際には、嘱託先から提出された書面を閲覧した後でなければ、その部分を個別具体的に示すことはできない。そのため、先に相手方によりその部分が閲覧され

てしまうおそれを防ぐ見地から、調査嘱託回答書の閲覧後速やかにその部分を具体的に示すこととして、調査嘱託回答書が訴訟記録に編てつされる前であっても、差し当たり、できる限りの特定をして秘匿措置の申立てをすることが許されるものと考えられる。この考え方は、証人尋問調書中の秘密記載部分について法第92条第1項に基づく第三者閲覧等制限の申立てがされる場合に準ずるものである。

秘匿措置において具体的な対象となるものは、当事者若しくは法定代理人又はこれらの者の届出に係る送達場所若しくは送達受取人の識別情報又は推知情報が記載された部分のうち相手方の閲覧により一定の支障が生ずるおそれがあるとして決定により明確かつ具体的に特定されたものである。当事者の識別情報の例として、当事者の携帯電話番号や当事者の親族の氏名が挙げられ、当事者の推知情報の例として、当事者の子の通う学校や、当事者が受診した近隣の医療機関が挙げられる。

なお、部会では、原告の申立てにより試案第1の秘匿措置がとられているときに、試案第3の秘匿措置をとるために、原告に更なる申立てをすることを求めるのは酷であるとの意見も出された。

2 職権での秘匿（試案の本文の概要②）

(1) 被告の住所調査の結果の職権での秘匿

ア 前述のとおり、DV等支援措置における加害者とされた者が被害者とされた者を被告として訴えを提起する場合には、原告は、被告の住民票の写し等を取得することができないため、被告の住所を住居所不明と記載するなどした上で、訴状を提出せざるを得ないことが想定される。そして、原告から、被告の住所を住居所不明と記載した訴状と共に、被告の住民票の写し等がDV等支援措置の対象となっているため被告の住所を調査することができない事情を報告する資料を提出し、その調査を求め、裁判所が訴状の送達のため、市町村に対して被告の住民票上の住所に関する調査嘱託を行うことがある。この調査嘱託により裁判所が被告の住民票上の住所に関する回答を得た場合には、DV等支援措置がとられている趣旨を踏まえ、それが原告や第三者に知られることのないよう配慮する必要があるが、現行法には対応する規定がない。

このように、被告の住所について秘匿措置の要件を満たすような場合において、裁判所による当該被告の住所の調査嘱託がされたときは、その調査結果の報告に係る書面及びこれに基づく送達に関する法第109条の送達報告書その他の書面中に被告の住所が記載されることとなるが、これらの書面は、原則として、被告が訴状の送達を受け訴訟記録の閲覧等における秘匿措置の申立てをする時間的な余裕がないままに、原告が閲覧等の請求をし得る状態

に置かれることとなる。このことは、その調査嘱託が職権でされるものかどうかを問わないと考えられる。

イ そこで、裁判所を通じた被告の住所の調査の結果について、裁判所が職権で、被告のために秘匿措置の決定をすることができる規律を設けることを提案している。

この規律によれば、調査嘱託回答書及び同回答書に基づく送達に関する書面中の被告の識別情報及び推知情報が記載された部分を当該被告の関与なく裁判所において個別具体的に特定することが困難である場合もあることなどから、これらの書面について、必要に応じ、その内容の全部について秘匿措置の決定をすることができると考えられる。

(2) 別訴原告に係る原告表示書面の調査結果の職権での秘匿

ア 例えば、ある既存の事件で訴状における秘匿措置がとられた場合において、当該既存の事件の被告が原告に対し別訴を提起する場合には、被告は、原告表示書面を閲覧することができないため、法第133条第2項第1号に掲げる事項として当該既存の事件の原告代替呼称（「〇〇地裁令和〇年（ワ）第〇号事件原告代替呼称A」）を記載するなどした上で、訴状を提出せざるを得ないことが想定される。そして、当該既存の事件の被告から、そのような訴状と共に、別訴被告の氏名及び住所を調査することができない事情を報告する資料が提出された場合には、別訴に係る裁判所が訴状の送達のため、職権で、当該既存の事件に係る裁判所に対して当該原告代替呼称に係る原告表示書面に関する調査嘱託を行うことが考えられる。この調査嘱託により別訴に係る裁判所が原告表示書面に関する回答を得た場合には、当該既存の事件で訴状における秘匿措置がとられている趣旨を踏まえ、それが当該既存の事件の被告や第三者に知られることのないよう配慮する必要性が高い。

イ そこで、裁判所を通じた被告の住所の調査がされた場合と同様に、別訴に係る裁判所を通じた原告表示書面の調査の結果についても、別訴に係る裁判所が職権で、別訴被告のために秘匿措置の決定をすることができるようにする規律を設けることを提案している。

なお、試案の本文は、原告表示書面に関する調査嘱託の申立ての採否に関する規律を設けず、これを裁判所の判断に委ねることとし、調査嘱託の申立てが採用された場合には、調査嘱託における秘匿措置の一環として、職権で秘匿措置の決定をすることができることを前提としている。

3 秘匿措置の対象とすべき書面の範囲（試案の注）

試案第3の秘匿措置は、送付嘱託（法第226条）に基づく送付に係る文書や、文書提出命令（法第223条第1項）に基づく提出に係る文書など、調査嘱託回

答書以外の書面にも適用すべき場面があり得るとも考えられるので、当該文書等に拡張するなど、その範囲については、引き続き検討することを注記している。

例えば、複数の被告がある訴訟などで、加害行為等のおそれがある被告以外の被告が提出する資料にも秘匿措置を設けるかも問題となるが、共同訴訟の中でその秘匿措置がされた証拠（あるいは主張書面）をどのように扱うのかなどについては、別途の検討が必要となる。部会では、複数の被告がある訴訟において、一部の被告にのみ除外事由による取消しの効力が相対的に生じた場合（試案第5の説明参照）に、その被告が準備書面に秘匿すべき情報を記載するケースを念頭に、取消しの効力が生じていない他の被告には当該準備書面を閲覧することができないようにする規律を設けるべきであるとの意見が出された。

このほか、部会では、これらの書面以外にも、加害者が被害者に対する訴えを提起し、被告の既知の住所に宛てて訴状の送達を試みたが、訴状が誤って被告の現住所に転送され、被告がこれを受け取った場合には、送達報告書に被告の現住所が記載されることとなるため、その記載について秘匿措置をとることができるようにする必要があるとの意見が出された。

また、被害者が裁判所に提出する資料については、試案第3の本文の規律は適用されないこととされており、被害者が提出する資料であれば秘匿すべき情報が記載されていてもあらかじめ墨塗りして裁判所に提出することができるものがその前提になっているが、例えば、民事裁判手続のIT化が進み、被害者が電子データを裁判所のサーバにアップロードする際に、相手方に秘匿すべき情報が表示されてしまわないようにあらかじめその部分を隠して提出したものの、その方法が技術的に不十分であったことが事後的に発覚したというときにも、対応することができるような規律を設けるべきではないかとの意見も出された。

第4 証人尋問の申出における秘匿措置

証人尋問の申出における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 法第180条第1項の申出（証人の尋問に係るものに限る。2において同じ。）に係る書面中証人が記載された部分が相手方に閲覧されることにより、当事者又は法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該証人を当該当事者及び当該証人以外の者に秘匿することができる。
- 2 1の申立ては、法第180条第1項の申出に係る書面中証人その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面（3、4及び第6において「証人尋問申出書面」という。）を提出してしなければならない。

- 3 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該当事者及び当該証人以外の者は、証人尋問申出書面の閲覧等を行うことができない。
- 4 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者及び当該証人以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。

(1) 証人尋問申出書面

(2) 証人尋問申出書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面

(注1) 本文の規律(証人の氏名等が当事者又は法定代理人の推知情報又は識別情報に当たる場合の規律)に加えて、証人自身について本文1の事由がある場合にも、証人の氏名等を相手方に秘匿したまま、その証言を証拠とすることができる規律を設ける考え方がある。

(注2) 本文及び(注1)の規律に加えて、書証の申出(法第219条)として提出する文書の原本中の作成名義人が記載された部分を相手方に秘匿したまま、その部分を証拠とすることができる規律を設ける考え方がある。

(補足説明)

1 証人尋問の申出における証人の記載の秘匿(試案の本文の概要)

(1) 法第180条第1項の証拠の申出は、当事者が証人等の一定の証拠方法を指示して、その取調べを裁判所に求める訴訟行為である。そして、法第190条の証人尋問の申出は、証人を指定して申し出なければならないとされている(規則第106条参照)。この証人の指定においては、裁判所が証人を呼び出すことができる程度に証人を特定する必要があると考えられており、通常、証人の氏名及び住所により指定される。

試案の本文は、証人が記載された尋問申出書が相手方に閲覧されることによって、当事者の氏名や住所が性犯罪の加害者である被告に知られることにより当事者に著しいプライバシー侵害が生じ、又は身体等の侵害行為がされるおそれがあるなど、当事者又は法定代理人に社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合(証人自身に侵害等が生ずる場合に、証人を保護する規律については、(注1)で別途検討している。)には、そのことを疎明して申し立てることにより、裁判所の決定で、証人の記載のうち秘匿すべき部分の閲覧等を行うことができる者を当該当事者及び当該証人に限ることができるとの規律を設けることを提案するものである。

秘匿の対象となるものは、証人が記載された部分のうち相手方の閲覧により当事者に支障が生ずるおそれがあるとして決定により特定されたものである。

(2) なお、部会では、試案第4のように、証人尋問の申出にまで秘匿措置に関する規律を設けることについては賛否が分かれたが、いずれの立場からも、他の場面よりも更に慎重な検討を要するとの意見が出された。

規律を設けることに反対又は消極であるとする立場からは、証拠に関する一定の情報を当事者の一方に知らせないまま裁判所が証拠とすることができることとするのは、従来の証拠法則とは相容れないとの意見や、相手方からすれば、証人の氏名が秘匿されたままでは適切に反対尋問をすることができないとの意見が出された。

これに対し、規律を設けることに賛成する立場からは、当事者は、他に適切な証人がいない場合には、証人の氏名が相手方に知られることにより当該当事者に支障が生ずるおそれがあるときでも、当該証人の尋問の申出をせざるを得ないことがあり得ると考えられるとの意見、証人の氏名を明かさないことにより相手方の攻撃防御に支障が生ずるときは、除外事由により秘匿措置が取り消されることで対応されることとなるとの意見が出された。

2 証人自身の利益保護を目的とする秘匿措置（試案の注1）

(1) 試案第4は、飽くまで保護の主体は当事者であり、当事者の利益が侵害されるケースで証人の氏名等を秘匿する措置をとるものであるが、証人自身の利益保護を目的とし、証人の利益が侵害されるケースにも、秘匿する措置をとることができる旨の規律を（注1）で注記している。この点について、部会では、当事者又は法定代理人の法益を保護することのみが提案されていることと比べて異質であるとの意見のほか、前記1(2)記載の理由と同様の理由から慎重な意見が出されている。

(2) なお、証人に支障が生ずるおそれがあるときに証人を秘匿する措置に関する規律を設ける場合は、証人を保護する観点から、その申立権を証人自身に付与する考え方があり得る。

もともと、仮に、申立権を認めても、証人尋問の申出をする当事者が尋問申出書の提出と同時に秘匿措置を申し立てなければ、尋問申出書中の証人が記載された部分を相手方に秘匿することはできないことになるとの指摘がある。

3 書証の申出における秘匿措置（試案の注2）

文書を書証の手続における証拠とするには、その成立が真正であることを証明しなければならず（法第228条第1項）、作成名義人を明らかにする必要があるが、文書の原本中の作成名義人が記載された部分を相手方に秘匿したまま、その部分を証拠とすることができる規律を設けるかどうかについては、証人の氏名等を秘匿したまま、その証言を証拠とすることができる規律を設ける考え方と類似

する問題がある。このため、試案では、このような規律を本文に掲げることとはしていないが、(注2)においてこれを注記している。

4 試案第3との違い

試案第3と試案第4では、いずれも証拠調べについて取り上げている。試案第4は、秘匿措置がとられたが、なお、当該証拠調べ等の結果を証拠として事実認定等に用いることを前提としている。他方で、試案第3では、本文3に「(1)の部分は、証拠とすることができない。」とあるとおり、秘匿措置がとられた部分につき証拠とはせず、事実認定等に用いないことを前提としている点に違いがある。

第5 不服申立て

第1から第4までの秘匿措置に対する不服申立てについて、次のような規律を設けるものとする。

1 秘匿措置の取消し

(1) 要件の欠缺による取消し

ア 第1から第4までの秘匿措置の決定により特定された部分の閲覧等をしようとする当事者及び第三者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、その取消しの申立てをすることができる。

イ アの取消しは、当該取消しの申立てに係る者以外の者に対してもその効力を有する。

(2) 除外事由による取消し

ア 第1から第4までの秘匿措置の決定により特定された部分の閲覧等をしようとする当事者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、これにより自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあることを疎明して、その決定の取消しの申立てをすることができる。

イ アの取消しは、当該取消しの申立てに係る者に対してのみその効力を有する。アの取消しが全ての当事者に対してその効力を生ずることとなるときは、第三者に対してもその効力を生ずる。

(3) 裁判所は、(1)及び(2)の取消しの申立てについて裁判をするときは、当該取消しの申立てに係る秘匿措置の決定により特定された者の意見を聴かなければならない。

(4) 第1から第4までの秘匿措置の決定を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

2 即時抗告

(1) 第1から第4までの秘匿措置の申立てを却下した裁判並びに1(1)及び

(2)の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(2) 裁判所は、1(1)及び(2)の取消しの申立てを却下した裁判に対する即時抗告について裁判をするときは、当該取消しの申立てに係る秘匿措置の決定により特定された者の意見を聴かなければならない。

(注) 本文の規律に加えて、本文1(2)の取消しの裁判が効力を生じたとき（イ後段の場合を除く。）は、当事者、法定代理人、訴訟代理人又は補佐人は、その取消しにより知り得た情報を、その訴訟の追行の目的以外の目的のために利用し、又は他の者に開示してはならないとの規律を設ける考え方がある。

(補足説明)

1 要件の欠缺又は除外事由による取消しの概要（試案の本文の概要）

試案の本文1は、試案第1から試案第4までの秘匿措置決定がその要件を欠くときのほか、要件を充たす場合であっても、秘匿措置により自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれ（除外事由）があるときには、裁判所の決定で、秘匿措置決定を取り消すとの規律を設けることを提案するものである。

2 要件の欠缺を理由とする取消し（試案の本文1(1)）

要件の欠缺を理由とする取消しの申立権は、当事者のほか、第三者にも認めている。これは、法第91条第1項が何人にも訴訟記録の閲覧請求権を付与していること、法第92条の閲覧等制限の規律においても第三者に要件の欠缺による取消しの申立権が付与されていること等を考慮したものである。

3 除外事由（攻撃防御上の実質的な不利益）による取消し（試案の本文1(2)）

(1) 攻撃防御上の実質的な不利益を理由とする取消し

試案の本文1(2)では、相手方当事者の攻撃防御権を保障する観点から、攻撃防御上の実質的な不利益を理由に、秘匿措置の決定の取消しを認める規律を設けている。

攻撃防御上の実質的な不利益については、次のような考え方がある。

ア 氏名の秘匿と識別困難性による攻撃防御上の実質的な不利益

原告の氏名を秘匿する必要があるような事案においては、一般に被告は元々原告の氏名を知らないはずであるから、当事者の氏名等を閲覧することができたからといって、被告にとっての原告の識別性がどの程度向上するのかについては疑義があることに照らし、取消しを認めなくても攻撃防御上の実質的な不利益は生じないとの指摘がある。また、原告の識別性を向上させる原告の氏名以外の他の情報を原告が開示することによって、原告の氏名の開示

を免れる余地があるとの指摘もある。

イ 住所の秘匿と管轄違いに関する攻撃防御上の実質的な不利益

被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所にしか管轄がない場合において、被告が応訴管轄を成立させるときは、管轄違いの問題は生じないと考えられ、被告が応訴管轄を成立させず、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所への移送を申し立てるときは、被告自ら、管轄が分かる範囲で被告の住所の一部（例えば、都道府県名まで）を開示して申し立てることとなると考えられる。そのため、いずれにせよ、管轄違いに関する攻撃防御上の実質的な不利益を理由とする取消しの問題は生じないとの考え方があり得る。

ウ 被害者の敗訴と既判力に関する攻撃防御上の実質的な不利益

原告の氏名について秘匿措置がとられた場合において、原告が敗訴したときは、勝訴した被告が既判力の及ぶ主観的範囲を具体的に知り得るように、原告の氏名を知らせる必要があることもあっての指摘がある。

前訴被告が何者か（後訴原告）から後訴を提起された場合において、後訴被告が前訴原告と後訴原告が同一であることを理由に前訴判決の既判力が後訴に及ぶことを主張する一方で、後訴原告が自己と前訴原告との同一性を争うときは、前訴原告の氏名等が既判力の有無の判断に関わる余地がないではないから、既判力に係る判断が職権調査事項であることを考慮しても、既判力に係る攻撃防御権の保障の観点から前訴原告の氏名を後訴被告に知らせる必要がある可能性が全くないとはいえないようにも思われる。もっとも、後訴裁判所は、後訴原告に係る氏名以外の識別情報に関する資料を提出させ、これを前訴の訴訟記録中の前訴原告に係る氏名以外の識別情報に関する資料と照合することや、前訴に係る訴訟記録の存する裁判所に調査の嘱託をし、前訴原告の氏名及び住所の情報との一致又は不一致の回答を得ることなどにより、後訴原告と前訴原告との同一性について攻撃防御を尽くさせることもできるとも思われる。そのため、このような手段をとることができる場合には、前訴原告の氏名を後訴被告に知らせる必要はないとも考えられる。

エ 当事者識別推知情報記載部分の秘匿と情報の種類を知る機会の保障

除外事由の存在を取消しの要件と位置付けているのは、相手方の攻撃又は防御への影響については、相手方の申立てや主張を待って判断するのに適した事柄であると考えられるためである。

この点に関し、調査嘱託における秘匿措置がとられた事案において、取消しの申立てをしようとする者が秘匿された情報の種類を知る機会が保障される必要があるとの考え方があり得る。秘匿措置の決定の理由において、秘匿された情報の種類に言及することとすれば、情報の種類を知る機会は与えられることとなると思われるが、そのような理由を付することができるかどうか

かについては、情報の種類を明らかにすること自体が秘匿措置の実体的要件を満たすような場合があるのかどうかという観点も踏まえて決する必要があると考えられる。

オ 証人の秘匿と利害関係の有無に関する攻撃防御上の実質的な不利益

証人尋問の申出における秘匿措置に関し、加害者の攻撃防御権への配慮が必要となり得る場面の具体例としては、加害者が証人の供述の信用性を弾劾する目的で当事者その他の関係者との利害関係の有無を確かめようとするときが挙げられる。

(2) 攻撃防御上の実質的な不利益を理由とする取消しの効果

攻撃防御上の実質的な不利益を理由とする取消しは、個々の当事者の攻撃防御権を保障するものであって、その要件の有無は個々の当事者ごとに判断するものであるため、その効果に関し、試案では、当該取消しの申立てに係る者に対してのみその効力を有するとしている。

また、併せて、試案では、その取消しが全ての当事者に対してその効力を生ずることとなるときは、秘匿措置を維持する必要がなくなるので、第三者に対してもその効力を生ずるものとしている。もっとも、秘匿措置を維持する必要がなくなる場合には、秘匿部分の閲覧をしようとする第三者は、要件の欠缺による取消しの申立てをすることができるため、試案の本文1(2)イ後段の規律を設ける必要はないとの考え方もあり得る。

4 意見の聴取（試案の本文1(3)）

試案では、手続保障の観点から、取消しの申立てについて裁判（認容の裁判及び却下の裁判のいずれも含む。）をするときは、秘匿措置の決定により特定された者（秘匿措置の決定によっても訴訟記録の閲覧等が制限されない当事者）の意見を聴かなければならないものとしている。

なお、この試案の考え方とは異なり、秘匿措置の要件を欠く場合の利害関係のない第三者による訴訟記録の閲覧請求権を保障しつつ、被害者に生ずる手続的な負担が過度のものとならないよう配慮し、取消しの申立てを却下する裁判をするときは、意見聴取を要しないものとする考え方もあり得る。

5 即時抗告（試案の本文2）

試案の本文2では、即時抗告及び即時抗告審における意見聴取に関する規定を整備することとしている。

6 除外事由による取消しに伴う当事者の義務（試案の注）

除外事由による秘匿措置の取消しの効力は、取消しの申立てをした当事者のみ

に相対的に生ずるにすぎず，その他の当事者との間ではなお秘匿措置の効力は生じている。このことから，取消しが認められた当事者は，取消しを経て知り得た情報を，その訴訟の追行以外の目的のために利用し，又は他の当事者を含む他の者に開示してはならないとの規律を設けることが考えられるため，(注)では，その旨を注記している。

第6 判決書における秘匿措置

判決書における秘匿措置については，第1から第4までの秘匿措置の決定の効果として，次のような規律を設けるものとする。

- 1 裁判所は，判決書に【，法第253条第1項第5号に掲げる事項として】，次に掲げる書面に基づく記載をしてはならない。
 - (1) 原告表示書面
 - (2) 当事者送達場所等届出書面
 - (3) 法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面（決定により特定された当事者識別推知情報記載部分に限る。）【(4) 証人尋問申出書面】
- 2 第1の1の決定により特定される部分が氏名又は名称にわたるときは，法第253条第1項（第5号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず，判決書に原告代替呼称を記載しなければならない。
- 3 第1の1の決定があったときは，判決書に法第253条第1項第5号に掲げる事項のうち当該決定により特定される部分の記載がなくとも，その記載があるものとみなす。

(補足説明)

- 1 判決書における必要的記載事項の秘匿（試案の本文の概要）

試案は，秘匿措置の決定により秘匿されている部分が判決書に記載されることを防止するため，秘匿措置の決定により秘匿されている部分を判決書に記載してはならない（原告の氏名・名称が秘匿されている場合には，これに替えて原告代替呼称を記載する）とするものである。
- 2 判決書における秘匿措置（秘匿情報の記載の省略）の範囲（試案の本文）
 - (1) 法第253条第1項第5号に係る事項の秘匿措置（秘匿情報の記載の省略）

判決書には，法第253条第1項第5号に掲げる事項として当事者及び法定代理人を記載しなければならないが，試案では，秘匿されている原告表示書面等に基づく記載をしてはならないとし，秘匿が氏名・名称にわたるときは原告代替呼称を記載しなければならないとしている。

なお、試案の本文において、「法第253条第1項第5号に掲げる事項として」という部分にブラケット(【】)を付しているのは、後記(2)のとおり他の事項としての記載を省略することについて議論があるためである。

(2) 法第253条第1項第1項等に係る事項の秘匿措置(秘匿情報の記載の省略)

他方で、判決書には、主文(同項第1号)、事実(同項第2号)及び理由(同項第3号)等を記載しなければならないところ、これらの事項として、秘匿されている原告表示書面等に基づき記載をする必要がある場合に、その記載を省略することができるのかが問題となる。

主文とは、原告の請求についての結論的な判断であり、事実の記載においては、請求を明らかにし、かつ、主文が正当であることを示すのに必要な主張を摘示しなければならないとされ(同条第2項)、理由は、請求の当否を導き出すのに必要な限度で判断に至る経過を示すものでなければならないとされている。そして、判決に理由を付せず、又は理由に食違があることは、絶対的上告理由とされている(法第312条第2項第6号)。そのため、これらの記載の一部が当事者に秘匿されるとすれば、当事者が判決の内容を吟味する機会を奪うことになり、許されないものと考えられ、反対又は消極的な意見をとることが考えられる。

他方で、同じ判決書の中でも書いてよい箇所と書いてはいけない箇所があるというのはおかしいのではないかとの考え方もあり得る。また、いずれにせよ、秘匿措置決定により秘匿された情報を判決書に記載するのであれば、それは秘匿措置決定を職権で取り消すことに等しいため、取消しの申立てがあつた場合のと同様に、秘匿措置の申立てに係る当事者の意見を聴く手続に関する規律を設けるものとする考え方もあり得る。

以上を踏まえ、省略の範囲を定める「法第253条第1項第5号に掲げる事項として」をブラケット(【】)で囲んでいる。

また、理由等の省略を認める場合には、証人尋問申出書面に基づく記載も問題となるので、「(4)証人尋問申出書面」にブラケット(【】)を付している。

第7 その他

民事訴訟手続以外の手続についても、必要に応じ、第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設けるものとする。

(注1) 法が原則として準用される民事執行手続については、第三債務者等の債権者及び債務者以外の者があることを踏まえて、第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設ける。

(注2) 法が原則として適用される人事訴訟手続については、第1から第6までの規律を適用することについて検討する。

(注3) 家事事件手続については、既存の制度(家事事件手続法第47条第4項、第254条第3項等)があることを踏まえて、第1から第6までに準ずる規律を設けるのかどうか等を検討する。

(補足説明)

1 民事訴訟手続以外の手続の検討(試案第7の本文)

試案第7では、民事訴訟と同様に、民事訴訟手続以外の手続についても、必要に応じ、規律を設けることを提案している。具体的な内容は、引き続き検討することとしているが、(注1)から(注3)までは、特に検討すべき手続について取り上げている。(注1)から(注3)まで以外の手続としては、部会では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律と民事訴訟の関係について整理すべきとの指摘があった。

2 民事執行手続(試案の注1)

民事執行手続については、債務名義において原告(債権者)の氏名等が秘匿されている場合にどのようにしてその執行手続を行うのかなどを検討する必要がある。また、民事訴訟とは異なり、当事者以外の関係者として、債権執行における第三債務者が存在すること等も踏まえた検討をする必要があると考えられる。

例えば、原告(債権者)の氏名等を秘匿すべき事案においては、試案第6の秘匿措置がとられた判決に基づく執行を行うに際しては、試案第6の秘匿措置がとられた差押命令書を債務者のほか、第三債務者に送達することとし、第三債務者にも氏名等を秘匿するのか(第三債務者に秘匿したまま、執行手続をとることができるのか)や、仮に、第三債務者に対しては氏名等を秘匿せずに執行手続をとる際に、どのようにして執行を行うのか(債権者の申立てにより、決定で、当該債権者の氏名等をその第三債務者のみに知らせることとする規律を設けるなど)といった点を検討することが考えられる。

また、被告(債務者)の氏名等を秘匿すべき事案においては、対象財産の特定が問題となるが、現在の氏名や現住所を明確にするかどうかは別として、全く不特定のままで、第三債務者が速やかにかつ確実に対象財産を特定することができず、執行手続を行うことは難しいとも考えられる。

なお、被告につき秘匿措置がとられている場合に、被告の財産調査につきどのように考えるのが問題となるが、原告が勝訴し、債務名義を取得したにもかかわらず、被告が原告に対して金銭の支払等の義務を履行しないような場合にまで、現行法で認められている財産調査の方法に例外を設けて、原告が被告の有する財産の調査を実施することを制限することは難しく、慎重な検討を要すると思われる。

以上のほか、部会では、不動産執行において裁判所書記官が行う登記嘱託（民事執行法第48条第1項等）や、登記手続をすべきことを命ずる判決があった場合に当事者が行う登記（不動産登記法第63条第1項）の際に、判決書において秘匿された当事者の氏名等を登記所に知らせる仕組みを設ける必要があるとの意見も出された。

いずれにしても、今後は、氏名を秘匿し、その当事者を特定することができないケースと、氏名は秘匿せず、住所を秘匿し、その当事者を特定することができるケースを区別して議論する必要がある。

以上を踏まえ、試案の（注1）において、民事執行手続につき検討を要することにつき注記している。

3 人事訴訟手続（注2）

人事訴訟手続には原則として法が適用される。そこで、試案の（注2）において、法に試案第1から試案第6までの規律が設けられれば、これらが人事訴訟手続にそのまま適用されることとなるので、そのことにつき検討することを注記している。

なお、人事訴訟では、離婚事件における子など定型的に当事者以外の第三者の利益が問題となるとも考えられる。そのため、民事訴訟では、試案第1の規律等の対象を当事者に絞ったとしても、人事訴訟では、その対象を拡充する必要があるかなどが問題となり得る（人事訴訟の訴訟記録中の事実の調査に係る部分については、当事者の閲覧等を許可しないことができる規律が既に置かれていること（人事訴訟法第35条第2項）から、その部分に規律を置くかどうかは、既存の制度を前提に検討することとなる。）。

4 家事事件手続（注3）

(1) 家事事件手続については、家庭裁判所が一定の例外要件を満たす場合に当事者の閲覧等を許可しないことができる規律が既に置かれており（家事事件手続法第47条第4項、第254条第3項等）、これによって対応することができるのであれば、特段の手当をする必要はないとも考えられる。そこで、試案の（注3）において、家事事件手続については、既存の制度とは別に試案第1から試案第6までに準ずる規律を設ける必要や理由があるのか等を検討することを注記している（例えば、同法第47条第4項は裁判所の職権による措置を可能とするものであり、職権発動とは別に、当事者の申立権を前提とする仕組みを設ける必要があるのかなどが問題となり得ると思われる。）。

(2) なお、家事事件手続について、試案第1から試案第6までに準ずる規律を設けることとするかどうかについては、相手方を観念することができない別表第

一事件を含め、相手方以外に事件に強い利害関係を有する者（審判を受ける者となるべき者等）が存在することにどのように対応するのかや、民事訴訟手続には存在しない事実の調査について、どのように対応するのかなどが問題となると考えられる。

例えば、親権喪失事件では、当事者は申立人であり、親権を喪失する親権者や子は当事者ではないが、その親権者との関係で記録の閲覧を制限することを認めるのか、あるいは、その子を保護の主体とすべきであるのかなどが問題となり得る（なお、家事事件手続法第47条第4項では、親権者との関係で記録の閲覧等を制限することや、子に関する記録の閲覧等を制限することは可能である。）。

また、事実の調査に対して補充的な役割を果たすことが想定されている証拠調べとしての調査嘱託（同法第64条第1項において準用する法第186条）のみならず、事実の調査としての調査嘱託等（家事事件手続法第62条）においても、試案第3と同様の秘匿措置の規律を設けることも考えられる。